

ふるさと文化振興基金にご協力ありがとうございました

市では、市民文化の振興や個性的な地域づくりを推進するため、ふるさと文化振興基金を設けています。次の方から寄付をいただきました。ご協力ありがとうございました。

- 《個人》 酒巻文司 様 30,000円
《団体》 栃木市文化協会 様 58,930円
本文化課 ☎(21)2495

地域福祉基金への寄付ありがとうございました

福祉の増進に役立ててほしいと、地域福祉基金へ寄付が寄せられました。
福祉チャリティさつき会 会長 河藤恵美加 様 33,415円

この寄付金は、今後、福祉政策のために役立てられます。ありがとうございました。
本社会福祉課 ☎(21)2201

東日本大震災にあたたかいお見舞いありがとうございました

東日本大震災に対し、市民の皆さんから心温まる義援金が寄せられ、6月30日現在、総額は86,431,623円になりました。日本赤十字社を通じて被災地に送ります。

募金をお寄せいただきました方々は、次のとおりです。お名前の分かる方のみ掲載します。
石川 猛 様
早乙女靴店店頭募金 様
本社会福祉課 ☎(21)2202

広島平和記念式典 中学生派遣団活動報告会

本年度も各中学校2年生28人で構成される広島平和記念式典中学生派遣団が広島市を訪れ、戦争や広島へ原子爆弾が投下されたことについて学びました。中学生が広島への派遣を通して学んだことや感じたことを、報告会にて発表します。

日時 8月25日(月) 18時～19時
場所 市役所正庁
対象 どなたでも
定員 20人
申込・問合先 本総務課 ☎(21)2342

小規模工事等契約希望者登録のお知らせ

平成26年10月1日～平成28年9月30日の登録受付

この制度は、市が発注する小規模な工事や修繕でその内容が軽易なもの(契約金額が50万円以下)について、受注・施工を希望する方を登録し、積極的に業者選定の対象とすることにより、市内業者の受注機会の拡大を図るものです。

登録できる方

市内に主たる事業所(本社、本店)または住所(住民登録)を有し、市税を完納している方とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は登録できません。

- ①成年被後見人及び被保佐人
②破産者で復権を得ていない方
③市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている方
④希望する業種を履行する

登録できる業種

登録できる業種は、建設業法で定める業種(28業種)のうち3業種まで
※市水道事業の「指定給水装置工事事業者」及び市下水道の「排水設備指定工事店」の指定を受けている方は、当該業種の登録は必要ありません。

登録申請の受付

期間 8月20日(水)～9月19日(金) (土・日曜日、祝日を除く)
登録有効期間 平成26年10月1日～平成28年9月30日

登録申請の方法

小規模工事等契約希望者の登録申請書に次の①②等の必要書類を添付し郵送により提出してください。(持参可)なお、登録申請書は、市ホームページからダウンロードすることが可能です。契約検査課でも配布します。

登録申請の送付先

※現在登録をされている方については、契約検査課から申請書が郵送されます。
①市税の完納証明書(法人の場合は法人の証明書。個人の場合は代表者個人の証明書)
②希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
登録申請の送付先 ☎328-8686

第2回危険物取扱者試験

試験室入室 9時
試験開始 9時30分
集合場所 栃木工業高等学校(岩出町)
対象 受験資格 甲種は資格が必要。乙種・丙種は資格の制限なし
試験手数料 甲種5,000円 乙種3,400円 丙種2,700円
申込・問合先 電子申請 9月5日(金)～16日(火) 書面申請 9月8日(月)～19日(金)

火気を取り扱う露店を開設される場合は消防署へ届出が必要となりました

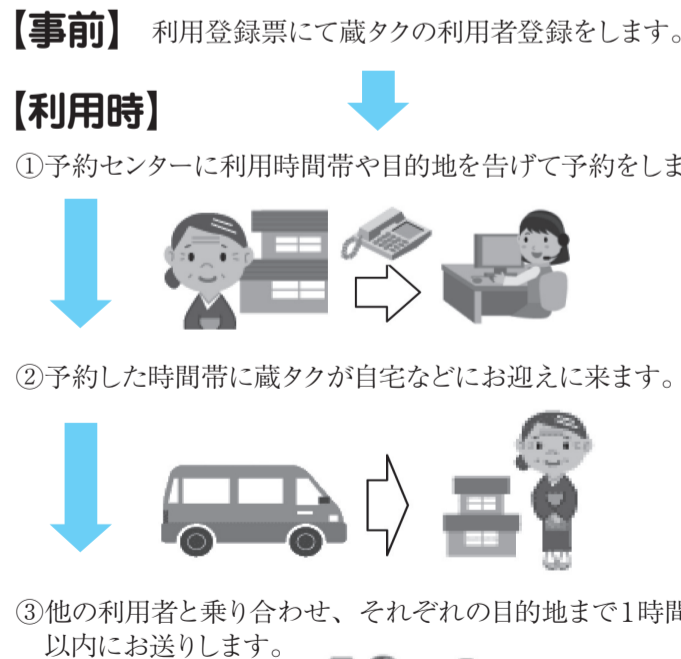
栃木市火災予防条例の改正により、8月1日から、屋外での祭礼、縁日、花火大会などの多くの人が集まる催しや行事を行う場合、主催者及び火気を使用する関係者の方は届出が必要となりました。
火気を使用する露店等を開設する場合は所轄の消防署・分署に連絡の上、開設の約2週間前までに「露店等の開設届出書」及び「露店等の開設に関する事前確認票」を各2部提出して下さい。なお、「催しの主催者」

又は「露店等の関係者」が一括して届出することもできます。
※近親者によるパーベキュー等、お互いに面識がある者のみが集まるものは、届出に該当しません。
※火気の取扱いは、コンロや発電機等、火を取り扱う器具を使用する場合があります。原則、出店する店舗ごとに消火器の設置が必須となります。
※届出様式は栃木市(消防本部)のホームページからダウンロードできます。
不明な点は、お近くの消防署・分署にお問い合わせください。また、ホームページに掲載の「露店等開設における遵守事項」を事前読んで、事故防止に努めてください。
問合先 消防本部予防課 ☎(22)0119(代) 栃木県支部 ☎028(624)1022

10月1日(水)から岩舟地域における蔵タクの運行を開始します

蔵タクは、利用する前に利用時間帯や目的地を予約することにより、乗り合いで自宅から目的地まで、安価な運賃で移動できる便利な公共交通機関です。利用にあたっては、事前の利用者登録が必要となります。

蔵タク利用の流れ



登録申込方法
利用登録票に必要事項を記入し、直接本交通防犯課、各総合支所生活環境課、支所・出張所に提出、又は郵送、FAXにて。
●利用にあたっての注意事項
・平日のみの運行です。
・市外への送迎はできません。
・他の利用者を順番に送迎するため、送迎時間の指定はできません。1時間以内に目的地へ送迎します。
で、時間に余裕をもってご予約ください。
本交通防犯課 ☎(21)2153 FAX(21)7771

11月1日(土)から岩舟地域におけるふれあいバス運行を開始します

ふれあいバス岩舟線の運行を新たに開始します。また、皆川樋ノ口線の路線と時刻を一部変更し、岩舟地域まで延伸します。通院や買い物、通学の足として、ふれあいバスをどうぞ利用ください。
●岩舟線の路線概要
●道の駅みかも〜岩舟総合支所〜静和駅〜大平地域〜栃木駅
●道の駅みかも〜とちぎ花センター〜遊楽々館〜ぶどう団地〜 栃木駅
●皆川樋ノ口線の延伸概要(現在の運行ルートに次の部分が追加)
江田クリニック〜小野寺地区〜岩舟総合支所〜岩舟駅〜遊楽々館
※詳しい路線や時刻については、広報とちぎ11月号に掲載を予定しています。
本交通防犯課 ☎(21)2153

